

改正案	現行
<p>（説明書類の記載事項）</p> <p>第七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融商品取引業者の業務の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当期純利益又は当期純損失</p> <p>(4) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>（説明書類の記載事項）</p> <p>第二百八条の十三 法第五十七条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特別金融商品取引業者及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の三連結会計年度（次号イに掲げるものの作成に係る期間をいう。以下この条及び第二百八条の二十六において同じ。）における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>（説明書類の記載事項）</p> <p>第七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融商品取引業者の業務の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当期利益又は当期損失</p> <p>(4) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>（説明書類の記載事項）</p> <p>第二百八条の十三 法第五十七条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特別金融商品取引業者及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の三連結会計年度（次号イに掲げるものの作成に係る期間をいう。以下この条及び第二百八条の二十六において同じ。）における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

<p>(3) 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失</p> <p>(4) (7) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(説明書類の記載事項)</p> <p>第二百八条の二十六 法第五十七条の十六に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 最終指定親会社及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の三連結会計年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失</p> <p>(4) (7) (略)</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>(3) 当期利益又は当期損失</p> <p>(4) (7) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(説明書類の記載事項)</p> <p>第二百八条の二十六 法第五十七条の十六に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 最終指定親会社及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の三連結会計年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 当期利益又は当期損失</p> <p>(4) (7) (略)</p> <p>四・五 (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p>（略）</p> <p>1 業務の状況</p> <p>（略）</p> <p>2 経理の状況</p> <p>（略）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 株主資本等変動計算書 イ～ニ （略）</p> <p>ホ 遡及適用等（財務諸表等規則第8条第51項に規定する遡及適用又は同条第53項に規定する修正再表示をいう。）<u>又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用等又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。</u></p> <p>へ （略）</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p>（略）</p> <p>1 業務の状況</p> <p>（略）</p> <p>2 経理の状況</p> <p>（略）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 株主資本等変動計算書 イ～ニ （略）</p> <p>ホ 遡及適用等（財務諸表等規則第8条第51項に規定する遡及適用又は同条第53項に規定する修正再表示をいう。）<u>を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用等の後の当期首残高を区分表示すること。</u></p> <p>へ （略）</p> <p>4・5 （略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第十七号の四（第二百八条の十二第一項関係） (日本工業規格 A 4)</p> <p>(略)</p> <p>1 業務の状況 (略)</p> <p>2 経理の状況 (1) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 特別金融商品取引業者及びその子法人等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。 ①～③ (略) ④ 会計方針に関する事項 (2) 連結財務諸表 (略)</p>	<p>別紙様式第十七号の四（第二百八条の十二第一項関係） (日本工業規格 A 4)</p> <p>(略)</p> <p>1 業務の状況 (略)</p> <p>2 経理の状況 (1) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 特別金融商品取引業者及びその子法人等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。 ①～③ (略) ④ 会計処理基準に関する事項 (2) 連結財務諸表 (略)</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 経理の状況</p> <p>(1) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 最終指定親会社及びその子法人等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>会計方針</u>に関する事項</p> <p>(2) 連結財務諸表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 経理の状況</p> <p>(1) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 最終指定親会社及びその子法人等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>会計処理基準</u>に関する事項</p> <p>(2) 連結財務諸表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>